

2021年9月28日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

9月27日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した 追加質問状（必要情報リスト）について

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルを合わせて「アジアインベストメントファンドら」といいます。）による当社株式を対象とする買集め行為（以下「本買集め」といいます。）により、アジアインベストメントファンドらが、2021年7月21日時点において、株券等保有割合として32.72%に相当する当社株式を保有するに至ったことを踏まえ、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入し（注1）、その後、2021年8月30日開催の取締役会において、本対応方針に基づき、取締役全員の一致により、第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てること（以下「本対抗措置」といいます。）につき、決定いたしました（注2）。

かかる本対抗措置の発動については、2021年10月下旬頃開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）において、本対抗措置の発動に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することとしております。

（注1）本対応方針の詳細については、2021年8月6日付プレスリリース「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針リリース」といいます。）をご覧ください。

（注2）本新株予約権の内容、その他本対抗措置の詳細については、2021年8月30日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」をご覧ください。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為等（議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等）を行おうとする場合には、これを受け入れるか否かについての株主の判断にあたり十

分な情報提供がなされるよう、大規模買付行為等又は大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、本対応方針に定められた手続きに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む一定の内容等（①大規模買付者の名称、住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為等の概要、⑥本対応方針に定められた手続きに従う旨の誓約）を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただくことが定められており、当社は、大規模買付者にあたるアジアインベストメントファンドらに対して、既に9月10日付けで大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付しておりますが、本日に至るまで、アジアインベストメントファンドらからは、本対応方針上の定め反して、全く必要情報の提供を受けていません。

然るところ、本株主意思確認総会に係る基準日である本年9月14日時点での株主名簿を作成したところ（当該株主名簿の写しは既にアジアインベストメントファンドらに対して郵送にて送付済みです。）、アジアインベストメントファンドの共同保有者として同社の提出に係る大量保有報告書等に記載されている同社の完全親会社であるアジア開発キャピタル株式会社について、本株主意思確認総会における当社株主の皆様のご判断にも重要な影響を与える重要な事実が判明しましたので、かかる事実に関連する情報の提供を改めて求めることが適切であると考えに至りました。

そこで、当社は、昨日付で、アジアインベストメントファンドらに対して、追加質問状（必要情報リストのA）8に関連する質問をするもの）を送付いたしましたので、お知らせいたします。

なお、追加質問状の内容は、添付別紙をご参照ください。

以上

2021年9月27日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中
アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都並 清史



アジアインベストメントファンド株式会社及び アジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状

貴社グループに対する以下の追加質問事項につき、当社株主の皆様から見て分かりやすい形でご回答ください。なお、「貴社」とは、アジア開発キャピタル株式会社を、「貴社グループ」とは、アジア開発キャピタル株式会社、アジアインベストメントファンド株式会社を始めとする貴社連結子会社、持分法適用会社、その他のグループ会社をいいます。また、貴社グループによる当社株式を対象とする買集め行為を、「本買集め」といいます。回答にあたっては、既存の公表資料等の参照先を示すだけでなく、当社株主に分かりやすく、具体的に、書面にてご回答ください。

〈原質問〉

A) 貴社及び貴社グループの詳細と、貴社の投資事業におけるこれまでの実績について、当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。

7. 貴社有価証券報告書によれば、貴社の発行済株式の34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サービスーズ リミテッド クライアントアカウント」と記載されておりますが、本名義による株式保有は、貴社の2020年8月12日付のプレスリリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」から推察するに、香港を拠点とする Lee and Lee Trust 社を最終親会社とする Sun Hung Kai グループによる株式保有であり、具体的には、香港証券取引所上場の投資会社 Sun Hung Kai & Co. Limited の子会社である Sun Hung Kai Strategic Capital Limited が貴社株式を保有する構造と認識しております。これを前提として、貴社が、経営体制の構築（取締役候補者の選定）や経営戦略の策定などにあたって、Lee and Lee Trust 社や、その支配下にある Sun Hung Kai & Co. Limited、Sun Hung Kai Strategic Capital Limited、などからどのような影響が受け得るのか、具体的にご回答ください。

〈関連追加質問〉

7-2 貴社らによる本年9月22日付けの仮処分命令申立書（本株主意思確認総会において貴社らが議決権を行使することを許容する旨を求めるもの）6頁によれば、「債権者ADCは、債務者株式31,900株を保有している。〔中略〕また、債権者らが本債務者株式を保有していることは、債務者の現在の株主名簿（令和3年9月14日を基準日とする総株主通知によるもの。）に記載されている」との記載がありますが、貴社らにも既に写しを送付済みの当該9月14日を基準日とする株主名簿には、貴社の名前はなく、代わりに、「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」が当社株式を31,900株保有している旨の記載があります。仮に貴社が「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」名義で当社の株式を保有していないのであれば、少なくとも貴社は、当社の株主でない以上、上記の仮処分を申し立てる適格性を欠くことになります。

- 1) そこで、上記の株主名簿における「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義は、貴社の使用されている名義であるのか、ご回答ください。
- 2) そして、仮に貴社の使用されている名義であるのならば、そのことを具体的に示すスタンダードチャータード銀行香港支店との間における契約等の証拠資料をご提出ください。
- 3) また、仮に貴社の使用されている名義でないのならば、上記31,900株の実質的な所有者は、Sun Hung Kai Strategic Capital Limited（以下「サンフンカイ・ストラテジック」といいます）であるのか、貴社の大株主である株式会社普濟堂であるのか、それともその実質的な支配者と報道されている許振東氏であるのか、又はそれら以外の第三者であるのか、具体的にご回答ください。

7-3 仮に上記7-2に対するご回答が、「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義は貴社の使用されている名義である、というものであった場合、上記のとおり、貴社有価証券報告書24頁（6）【大株主の状況】によれば、貴社の発行済株式の34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サンハンカイ インベストメント サービスズ リミテッド クライアントアカウント」と記載されているところ、かかる名義は上記の「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」との名義と実質的に同一であると解されます。

- 1) そうであるとすれば、貴社の筆頭株主は自分自身という奇怪なこととなりますが、他方において、貴社有価証券報告書25頁では、貴社の自己株式は15,900株、発行済株式総数に対する割合は0.00%と表示されております。そうであるとすれば、貴社の筆頭株主に関する記載と貴社が保有する自己株式の数に関する記載のいずれかが虚偽ということとなりますが、どちらが虚偽の記載であるのか、ご回答ください。
- 2) また、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指

定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような虚偽の記載を放置していたことにつき、説得的なご説明をお願いいたします。

なお、本ご回答は、スタンダードチャータード銀行におけるカストディ業務にも関連するところ、同行の東京支店は、2011年2月15日に海外支店等のカストディ業務に関する代理又は媒介行為について法令違反が認められ、金融庁より行政処分が下されております。かかる状況に鑑みて、本追加質問状の内容及びこれに対するご回答は金融庁をはじめとする関係当局にとっても重大な関心事であると考えられることから、当社では、本追加質問状の内容及びこれに対するご回答の状況（有無及び内容）についても、情報提供を行いますので、予めご了承ください。

7-4 貴社は、昨年11月2日に主要株主の異動に関するプレスリリース（以下「11月2日プレス」といいます。）を出されていますが、当該異動に係る主要株主の異動に関する臨時報告書の提出を行っておらず、また、それ以降も、主要株主の異動についての臨時報告書の提出及び適時開示を一切行われていません。他方、11月2日プレスでは、サンフンカイ・ストラテジック（当時の貴社に対する持株割合は43.90%）は、11月上旬に、その100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 Dormont International Limited（以下「Dormont」といいます。）に貴社株式の30%を、同様にサンフンカイ・ストラテジックの100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 South Isle International Limited（以下「South Isle」といいます。）に貴社株式の13.89%を、それぞれ譲渡予定である旨が開示されています。そして、それを受けて、昨年11月11日提出のサンフンカイ・ストラテジックの大量保有報告書の変更報告書では、11月5日現在で、同社と Dormont 及び South Isle の3社合わせて、貴社株式を株券等保有割合にして56.11%保有している旨報告されています。しかしながら、その後、

- ① 昨年12月11日を義務発生日として12月21日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、突如 Dormont が共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジック（10.30%保有）と South Isle（22.34%保有）とで株券等保有割合にして合計32.64%の貴社株式を保有している旨開示がなされ、
- ② さらに、本年2月17日を義務発生日として2月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、今度は South Isle も突如共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合が10.30%から11.64%になった旨が開示されています。

そして、その後、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合は、

- ③ 本年3月2日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No.6）では10.02%、
- ④ 3月5日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書（変更報告書 No.7）では8.32%、

- ⑤ 3月11日を義務発生日として3月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では7.20%、
- ⑥ 3月12日を義務発生日として3月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では5.99%、
- ⑦ 3月18日を義務発生日として3月25日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では4.66%

と減少していき、サンフンカイ・ストラテジックは、貴社の5%以上保有株主から姿を消します。しかしながら、これらが全て正しいとすると、貴社は、

- (i) 上記①の昨年12月11日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして30.0%保有していたDormontが共同保有者から消えた時点で(又は、遅くとも大量保有報告書が提出された12月21日には)、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり(ちなみにDormontは単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していません。)
- (ii) 上記②の本年2月17日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして22.34%保有していたSouth Isleが共同保有者から消えた時点で(又は、遅くとも大量保有報告書が提出された2月22日には)、同様に主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり(ちなみにSouth Isleも単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していません。)
- (iii) さらに、上記④の本年3月5日にサンフンカイ・ストラテジックの株券等保有割合が10%を割り込んだ時点で(又は、遅くとも大量保有報告書が提出された3月10日には)、やはり主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなります。

- 1) このような理解で正しいかどうか、貴社の事実認識と相違点があれば、詳細かつ説得的なご説明をお願いいたします。
- 2) 仮に上記事実認識に相違がないのであれば、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反の繰り返していたことにつき、どのような認識であって、どのような再発防止策を講じられるつもりがあるのか、説得的なご説明をお願いいたします。

なお、これは直接的には貴社らについての問題ではございませんが、仮にこれらの一連の売買において、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出が適切に行われていないとすると、主要株主のインサイダー取引を防止するために必要とされている、主要株主による売買報告書の提

出も懈怠されている可能性があると考えられます（なお、金融商品取引法上、「売買報告書を提出せず又は虚偽記載した売買報告書を提出した者」には罰則が科せられます。）。

以上